

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学受託研究取扱規程

平成16年4月1日
規程第 30 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が行う受託研究の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において、外部からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「発明等」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。）第2条第2項に規定するものをいい、「知的財産権」とは、職務発明等取扱規程第2条第7項に規定する権利をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究の受入れに当たっては、本学の研究及び教育に有意義であり、かつ、研究及び教育に支障がない場合に限り、受け入れるものとする。

(受託研究費)

第4条 委託者は、受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）のうち、当該年度に係る全額を原則として受託研究契約締結後に本学が発行する請求書に記載する期日までに納付しなければならない。ただし、本学が当該研究の遂行に支障がないと判断した場合は、受託研究費を分割して納付することができる。

2 受託研究費は、当該研究の遂行に直接的に要する研究経費及び管理的経費（以下「直接経費」という。）並びに当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。ただし、間接経費の納付を受ける場合は、直接経費のうち管理的経費を適用しないものとする。

3 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

4 管理的経費は、直接経費のうち10%に相当する額とする。

(受託研究における設備等の取扱い)

第5条 受託研究費により新たに取得した設備等は、原則として本学に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が特に希望する場合は、委託者の帰属と

することができる。

- 3 受託研究の実施上、本学が必要とする場合は、委託者の所有に係る設備等
を無償で受け入れることができるものとする。この場合において、設備等の
搬入、据付け及び搬出その他設備等の受入れ等に要する経費は、委託者が負
担するものとする。

(受託研究の受入れの決定等)

- 第6条 受託研究を申し込もうとする者は、当該受託研究の研究代表者として
希望する本学の教員又は研究員と協議の上、受託研究申込書（以下「申込書」
という。）及び受託研究費算定内訳書（以下「内訳書」という。）を本学に提
出しなければならない。
- 2 産官学連携担当理事は、前項の申込書及び内訳書に基づき、受託研究の受
入れを決定し、役員会に報告する。ただし、受託研究の受入れの決定に際し、
疑義が生じた場合は、役員会の議を経て当該受入れを決定するものとする。
 - 3 本学は、受託研究の受入れの可否につき、当該受託研究を申し込んだ者に
通知する。

(受託研究契約の締結)

- 第7条 本学及び委託者は、受託研究の実施にあたり、受託研究に関する契
約を締結する。

(受託研究の中止又は研究期間の延長)

- 第8条 受託研究は、委託者の都合により一方的に中止することはできない。
- 2 本学の研究代表者及び委託者は、研究遂行上やむを得ない事由があるとき
は、当該受託研究の中止又は研究期間の延長につき、相手方と協議し、学長
に申し出るものとする。
 - 3 学長は、前項の申出について、やむを得ない事由があると認めた場合は、
当該受託研究を中止し、又は研究期間の延長を承認するものとする。
 - 4 前項の規定により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合におい
ても、本学は、その責を負わず、また、原則として納付された受託研究費は
委託者に返還しない。ただし、受託研究を中止した場合において、本学が特
に必要と認める場合は、委託者と協議の上、不用となった額の範囲内で、そ
の全部又は一部を返還することができる。

(知的財産権の帰属)

- 第9条 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として本学の帰属と
する。
- 2 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合には、受託研究による発
明等に係る知的財産権について、持ち分の全部又は一部を委託者に帰属させ
ることができる。

(知的財産権の実施)

第10条 本学は、受託研究の結果生じた発明等につき本学が承継した知的財産権の委託者又は委託者の指定する者における実施に関しては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実施許諾等取扱規程（平成16年規程第36号）の規定によるものとする。

(秘密の保持)

第11条 本学及び委託者は、受託研究の実施に当たり、相手方から提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について開示及び漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(研究成果等の報告)

第12条 研究代表者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究成果報告書（以下「報告書」という。）を学長に提出するものとする。

2 本学は、前項の報告書を委託者に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果は、大学の社会的使命を踏まえて公表するものとする。ただし、特段の事情がある場合は、相手方と協議の上、当該研究成果の一部を非公開とすることができる。

2 前項に規定する研究成果の公表の時期及び方法については、原則として本学及び委託者との協議事項とする。

(適用除外)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- (1) 国立大学法人、独立行政法人、国又は地方公共団体からの委託である場合
- (2) その他特別な事情がある場合

(様式)

第15条 受託研究の実施に必要な書類の様式は、別に定める。

(事務)

第16条 受託研究に関する事務は、研究・国際部研究協力課が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による令和4年度における受託研究費の納付については、この規程の施行日前においても、同条の規定によりした行為とみなす。